

札幌医科大学学位規程

(平成19年4月1日規程第95号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき本学において授与する学位に関する事項を処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位及び専攻分野名)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、医学、医科学、看護学、理学療法学及び作業療法学とする。

(学位授与の要件)

第3条 次の各号の区分に応じ、各号に掲げる者に学位を授与することができる。

- (1) 学士 札幌医科大学学則（平成19年規程第50号）に規定する教育課程を修了して卒業した者
- (2) 修士 札幌医科大学大学院学則（平成19年規程第51号。以下「大学院学則」という。）に規定する医学研究科修士課程又は保健医療学研究科博士課程前期を修了した者
- (3) 博士 大学院学則に規定する医学研究科博士課程又は保健医療学研究科博士課程後期を修了した者
- (4) 博士（前号の場合を除く。） 大学院学則第28条の規定に基づき学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者

第2章 大学院修了による学位の授与

(論文の提出)

第4条 前条第1項第2号又は第3号の規定により学位を受けようとする者は、学位論文（保健医療学研究科博士課程前期看護学専攻専門看護師コースにおいて履修し学位を受けようとする者にあつては、特定の課題研究の成果を含む。以下同じ。）その他の書類を研究科長に提出するものとする。

(論文受理の特例)

第5条 研究科長は、大学院学則第21条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書の規定により大学院修了の認定を受けようとする者が前条の規定により学位論文を提出したときは、研究科委員会の議を経て、その受理の可否を決定する。

(最終試験)

第6条 大学院学則第21条第1項から第3項までの規定による最終試験は、学位論文の審査に併行して行うものとする。

(審査の期限)

第7条 第4条の規定により提出された学位論文の審査は、原則として当該論文受理の日から起算して6月以内に終了するものとする。

第3章 論文提出による博士の学位の授与

(学力試験)

第8条 第3条第1項第4号に該当し学位論文を提出して博士の学位を受けようとする者(大学院学則第28条第1項ただし書に該当する者を除く。)には、本学大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために外国語及び専攻学科について口答又は筆答により試験を行うものとする。

2 前項の外国語の試験はあらかじめ行い、専攻学科は、学位論文の審査に併行して行うものとする。

3 外国語試験を行うため、研究科委員会に学力試験委員会を設けるものとし、その組織等については研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(論文の提出)

第9条 第3条第1項第4号に該当し学位論文を提出するときは、学位申請書に学位論文及びその他の書類並びに北海道公立大学法人札幌医科大学諸料金規則(平成19年規程第48号。以下「諸料金規則」という。)に規定する博士論文の審査及び試験に係る手数料を添えて学長に提出するものとする。ただし、本学大学院医学研究科博士課程に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得して退学した者又は保健医療学研究科博士課程後期に3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得して退学した者が、その退学の日から1年以内に学位論文を提出した場合は、博士論文の審査及び試験に係る手数料は徴収しないものとする。

(論文の受理及び審査)

第10条 学長は、前条の規定により提出された学位論文の受理の可否及び審査を研究科委員会に付託する。

(審査の期限)

第11条 受理した学位論文の審査は、原則として、当該論文を受理した日から起算して1年以内に終了するものとする。

第4章 学位論文審査委員会並びに修士及び博士の学位授与の議決

(学位論文審査委員会)

第12条 学位論文の審査及び最終試験又は専攻学科についての試験を行うため、学位論文審査の都度、研究科委員会に学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会の組織は、大学院学則第25条の規定に基づき、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

3 審査委員会に主査及び副主査2名を置き、委員の互選により選任する。

4 主査は、審査委員会を統括し、審査委員会の議を経て、論文審査の方法を定め論文審査の要旨等を研究科委員会に報告するものとし、副主査は、主査を補佐する。

5 審査委員会は、学位論文審査のため必要があるときは、論文提出者に対して、当該論文の訳本、模型、標本等の提出を求めることができる。

(審議)

第13条 研究科委員会は、審査委員会の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる事項を審

議する。

(1) 第3条第1項第2号に該当する者 修士課程又は博士課程前期修了の可否

(2) 第3条第1項第3号に該当する者 博士課程又は博士課程後期修了の可否

(3) 第3条第1項第4号に該当する者 論文の審査及び合否

2 前項の審議に基づく決定は、研究科委員会出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 第1項の審議には、研究科委員会構成員（休職及び外国出張中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、会議を開催することができない。

第5章 学位記の交付及び論文要旨の公表

（学位記の交付）

第14条 学長は、次の各号に掲げる事項を決定し、大学卒業、修士課程若しくは博士課程前期修了、博士課程若しくは博士課程後期修了又は論文審査に合格した者に、学位記を交付する。

(1) 第3条第1項第1号に該当する者 教授会の議を経て大学卒業の可否

(2) 第3条第1項第2号に該当する者 研究科委員会の議を経て、修士課程若しくは博士課程前期修了の可否

(3) 第3条第1項第3号及び第4項に該当する者 研究科委員会の議を経て、博士課程若しくは博士課程後期修了の可否又は当該論文の合否

2 学位記は、別記第1号様式から別記第4号様式のとおりとする。

（学位の名称の使用）

第15条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

（論文要旨等の公表）

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を本学ウェブサイトにより公表するものとする。

なお、修士の学位を授与したときについても同様とする。

（学位論文の公表）

第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与される前に既に公表した場合を除き、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の内容を要約したもので公表することができるものとし、その論文の全文を閲覧する求めがあったときは、本学はこれに応ずるものとする。

2 博士の学位を授与された者が行う前項の規定による公表は、本学が指定するウェブサイトにより行うものとする。

（修士及び博士の学位授与の取消し）

第18条 修士及び博士の学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により当該学位を授与された事実が判明したときは、学長は、研究科委

員会及び大学院委員会の議を経て、当該学位の授与を取り消すことができる。

2 前項の委員会における審議及び審議に基づく決定については、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第19条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を記した文書に、諸料金規則に規定する学位記再交付手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、その理由を調査して再交付することができる。

第6章 雑則

(博士の学位授与の報告)

第20条 博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則第12条の規定に基づき、当該学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

(細則)

第21条 この規程の施行上必要な細則は、別に定める。

(庶務)

第22条 この規程施行に係る庶務は、事務局学務課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第225号)

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則 (平成23年8月1日規程第53号)

この規程は、平成23年8月1日より施行する。

附 則 (平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月19日規程第54号)

この規程は、平成25年4月15日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式 (略) __